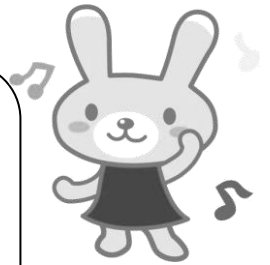


## 妊娠から出産までの流れ

妊娠から出産まで、また出産後にはさまざまな福祉サービスが受けられます。



### ①母子健康手帳の交付

診断を受けた医師名の記入のある妊娠届出書を提出して「母子健康手帳」と「妊婦一般健康診査受診票」などを受取ります。

交付は、保健センター、市役所1階健康相談室、福岡健康福祉センターで行っています。

問い合わせ先 健康増進課 Tel. 0766-20-1344

### ②妊産婦健康診査を受ける

定期的に健康診査を受けて、おなかの赤ちゃんの育ち具合や、お母さんの健康状態を確認しましょう。県内の産婦人科に「妊婦一般健康診査受診票」を提出し、無料で健診できます。

### ③出産 赤ちゃんが誕生！

### ④出生届の提出

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日から14日以内に出生届を出します。出生届の窓口は、市民課（市役所本庁舎）、市民生活課（福岡総合行政センター）、伏木・戸出・中田支所です。

持参するもの：出生届書（医師などが証明したもの）、印鑑、母子健康手帳



問い合わせ先 市民課 Tel. 0766-20-1333

### ⑤福祉サービスを受ける

赤ちゃんが受けられる福祉サービスはいろいろあります。

手続きが必要な福祉サービス	手続きがいない福祉サービス
・児童手当	・家庭訪問、相談
・こども医療費助成	・乳幼児の健康診査
・とやまっ子 子育て応援券	・予防接種

